

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1004））

2. 日 時：平成30年6月4日 10時00分～10時55分

13時30分～16時50分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、吉村上席安全審査官、岸野主任安全審査官、
植木主任安全審査官、津金主任安全審査官、照井安全審査官、日南川安全審査官、
三浦安全審査官、竹内技術参与、山浦技術参与、堀野技術参与

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

山崎主任技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他14名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 副長 他2名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループ 副長

他2名

中部電力株式会社：原子力土建部 設計管理グループ 副長 他1名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 主任 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（耐震設計土木） 副長 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他2名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、5月31日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る耐震設計の基本方針、津波への配慮に関する説明書及び基本設計方針（第49条（地盤））について説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<耐震設計の基本方針のうち、設計用床応答曲線の作成方針>

- 入力地震動について、弾性設計用地震動 S_d の最大加速度が基準地震動 S_s の二分の一未満となっている根拠を整理して提示すること。
- 設計用床応答曲線について、「設計用」及び「設備評価用」の設定の考え方をそれぞれ整理して提示すること。また、静的震度は「設計用」のみで「設備評価用」がないので、扱いを整理して提示すること。
- 各建屋、構築物の静的震度一覧表について、鉛直方向震度 $1.2C_v$ の値を追記すること。
- 設計用最大床加速度（使用済燃料乾式貯蔵建屋）の静的震度一覧表について、上部質点に対応する静的震度を追記すること。
- 床応答スペクトル解析の基本方針において、設備評価用床応答曲線を作成し耐震計算で使用することを明記すること。また、解析で使用する解析コードを整理して提示すること。
- 床応答曲線の図について、図中に減衰定数が記載されていない場合は凡例等で減衰定数を追記することを検討すること。

- 地震応答解析モデルの記載について、地震応答計算書の記載との整合性を図ること。

<津波への配慮に関する説明書>

- 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の評価項目のうち、シートジョイントと鋼製防護部材の鋼製アンカーを区別して提示すること。
- 杭—地盤相互作用バネの設定について、バネ定数の影響検討を行い、その結果を整理して提示すること。
- 地盤改良体の物理特性（密度）の根拠について、整理して提示すること。
- 基礎地盤の支持力算定に関し、中掘り工法の適用範囲を踏まえた支持力評価式となっていることについて、整理して提示すること。
- 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁に関し、上部工の鉄筋コンクリート部のモデル化について、整理して提示すること。
- 貯留堰のスロッシングの解析について、貯留堰外側の水位が堰の上端を下回る時間よりも長い時間まで解析していること等、保守的な配慮を含め解析方針を整理して提示すること。
- スロッシングによる貯水量への影響の評価について、選定したケースによる評価結果と選定した以外のケースを含めた評価結果とで整合していないことに対して考察を加え提示すること。
- スロッシングの評価に際して有効応力解析を用いる理由について、地盤の液状化を評価に取り入れる観点からその記載を見直し、整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・なし